

新笛吹市基本計画

笛 吹 市

(平成 18 年 4 月策定)

(平成 26 年 3 月変更)

目 次

第1章 序論	1
1 合併の必要性	1
2 計画策定の方針	2
第2章 新「笛吹市」の概況	3
1 位置と地勢	3
2 面積	3
3 人口と世帯	3
第3章 主要指標の見通し	4
1 人口	4
2 世帯	4
3 就業人口	4
第4章 新「笛吹市」建設の基本方針	6
1 新「笛吹市」建設の基本理念と将来像	6
第5章 新「笛吹市」の施策	8
1 施策の体系	8
2 施策の方向	9
第6章 新「笛吹市」における県事業の推進	22
1 山梨県の役割	22
2 新「笛吹市」における山梨県事業	22
第7章 公共施設の統合整備	23
第8章 財政計画	24
1 歳入	24
2 歳出	24

第1章 序 論

1 合併の必要性

平成16年10月に石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村が合併した笛吹市は、笛吹川に沿って広がる平坦地を中心に比較的まとまりのある地形を有する地域であり、御坂山地に位置する芦川村とは東八代広域圏として、経済・文化などの歴史的なつながりが強く、さまざまな面での交流も盛んな地域です。

また、全国でも屈指の果樹産地であり、毎年多くの人々が四季折々の豊かな美しい自然や多様な歴史文化遺産に触れるとともに、芸術施設、文化施設、温泉施設等の利用による余暇の充実を求めて訪れる観光地でもあります。

山々の懐深く緑豊かな、日本の原風景を彷彿させる芦川村と融合することにより、更に自立性の高い、生活基盤の整った快適で活力あるまちづくりを進めることが可能となります。

地方分権の時代をむかえ、行財政基盤の確立と高い行政サービスの実現をめざすため合併の必要性を認識し、平成18年1月1日に任意合併協議会を設立し、同年3月には法定合併協議会を設立して新「笛吹市」誕生に向けて合併協議を進めてきました。

(1) 安定した財政基盤の確立

国と地方の借入金の合計は、膨大な金額となることから、従来の行政運営の仕組みは大幅な見直しを迫られています。

本地域においても行政改革と財政基盤の確立は緊急の課題となっており、住民に直結する行政サービスの向上や地場産業の振興、地域のイメージアップなどを推進するうえで、合併による合理化努力による財政基盤の安定化は、今後の重要な選択肢となっています。

(2) 地方分権への対応とより豊かな暮らしの実現

地方分権に対応して自立性の高い行政組織の整備を図ることにより地域住民が真に豊かな生活を営むことのできる社会環境を実現する必要があるとあり、地方自治体の責任と役割は、さらに重いものになると考えられます。

今後地方は、地域住民と行政との連携のもとに、自らの創意工夫で地方自治の舵取りを行う必要があります。行政組織が果たすべき役割も今後さらに重要なものとなります。しかし、そのためには、従来の小規模な行政組織では限界があり、多様かつ高度な住民の要請にも対応ができる、専門的な人材も擁する一定規模以上の行政組織を指向していく必要があります。

(3) 少子高齢社会への対応

21世紀における我が国の社会構造の変化において最大の問題と言われる、少子高齢化に伴う人口の減少は、多くの高齢者を限られた就業者数で支えていかなければならない極めて厳しい社会構造を作り出すとともに、自治体の税収や財政負担にも大きな影響を生じさせる可能性を有しています。

今後の社会状況の変化を想定し、保健、福祉、医療、教育等の行政サービス水準を将来的により高度化させていくためには、自治体の人口規模を拡大し、行財政の効率化や集中的な財政投資を行える、体力のある高度な行政体制を構築していく必要があります。

(4) 一体性のある都市整備

甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、県都甲府市とも接する平野部は、国道20号や137号、140号等の幹線道路を軸とした道路網にも恵まれた、交通利便性の高い地域ですが、芦川村一帯の山間部を通る主要地方道笛吹芦川市川三郷線は未改修であるため、新市の一体化にはその整備が緊要となります。また、有線テレビや光ファイバーなど、通信基盤の整備も年々進んでおり、そのため、地域住民の日常行動範囲や人的なネットワークは、従来各市村の枠を大きく越えた広がりを見せ、動的で躍動感のある地域へと発展しつつあります。

このような地域住民の社会生活圏の広域化、活発化に対応し、一つの都市として一体的な整備を推進する中で、静かで落ち着いた生活環境とエネルギッシュな住民の動きが共存する躍動感のある都市を構築していく必要があります。

(5) 相乗効果のある産業振興

当地域の主要な地場産業である果樹農業や温泉観光は、全国的にも知られていますが、今後国内競争の拡大のみならず、海外旅行の増加や輸入農産品の増加などによってより厳しい競争を余儀なくされる可能性を有しています。これらの産業を競争力や雇用力のある地域経済の柱とし、自立性の高い地域経済構造を築いていくためには、これまで2市村が独自に実施してきた支援策や施設整備、イベント等を、合併によって集中的かつ効率化し、地域資源を最大限に活かしより高度な地場産業の育成体制を作り上げていくことが必要となります。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、2市村が合併し新「笛吹市」を建設していくための基本方針を定め、これに基づく主要施策の実現により、地域の速やかな一体化を推進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新「笛吹市」建設を推し進めるための基本方針、その基本方針の実現に向けた主要施策、公共的施設の統合整備及び計画期間中の財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策の計画期間は、新「笛吹市」発足時から平成32年度末までの15年間とします。

第2章 新「笛吹市」の概況

1 位置と地勢

甲府盆地の中央部やや東寄りに位置する当地域は、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地帯から流出する水系を集め、盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れています。笛吹川に向かって南北に流れる日川、金川、浅川、境川等の扇状地と盆地底部の沖積平地が広がり、山裾から平坦地にかけて果樹を主体とした農地が分布し、その背後には甲府盆地を構成する御坂山塊、その山間にほぼ東西に流れる芦川に沿って点在する集落、及び秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がっています。

このように、当地域は笛吹川に沿って広がる平坦地を中心に、南北の丘陵・山岳地帯に挟まれた比較的まとまりのある地形を有する地域です。

2 面積

本地域の総面積は 201.9 k m²で、山梨県の面積の 4.5%にあたり、平坦な住宅地域を山裾に広がる果樹地帯が取り巻く、緑豊かな地域です。

土地利用の状況は、宅地 14.9 k m² (7.4%)、農用地 41.6 k m² (20.6%)、森林等 118.1 k m² (58.5%) となっています。

3 人口と世帯

本地域の平成 22 年国勢調査の人口は、70,529 人であり、人口の推移を昭和 55 年と比較してみると、30 年間で 14,579 人の増加で増加率 26.1%となっています。

また、世帯数は、平成 22 年が 25,500 世帯で昭和 55 年の 14,973 世帯に比べ 30 年間で 10,527 世帯の増加で増加率 70.3%となっています。1 世帯あたりの人口は、昭和 55 年の 3.7 人から平成 22 年には 2.7 人と急激に減少しており地域により差はあるものの年々核家族化が進んでいることが伺えます。

人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総 人 口	55,950	58,466	62,322	66,839	71,025	71,711	70,529
増 加 率 (%)		4.5	6.6	7.2	6.3	1.0	-1.6
世 帯 数	14,973	16,078	18,160	21,035	23,520	25,015	25,500
1 世帯あたりの人員	3.7	3.6	3.4	3.2	3.0	2.9	2.7

注) 平成 17 年の数値については 2 市村の要計表による集計数値ですので、個々の調査票を基に集計して得られる人口及び世帯数(確定数)とは一致しない場合があります。

第3章 主要指標の見通し

1 人口

本市の人口は、将来推計によると平成17年以降は減少傾向となり、平成32年には66,731人になることが見込まれます。

年齢別人口の人口比をみると平成32年には、年少人口（0～14歳）11.5%、生産年齢人口（15～64歳）57.7%、高齢人口（65歳以上）30.8%となることが推計されます。

2 世帯

世帯については、平成12年に比べ、平成32年には3,380世帯増の約26,900世帯となることが推計されます。

また、1世帯あたりの人口は、核家族化・少子化により平成12年の3.0人から平成32年には2.5人となることが推計されます。

3 就業人口

就業人口については、人口の傾向と同様に平成17年以降は減少傾向に転じています。

このうち、第1次産業就業者人口については、高齢化や後継者不足、兼業農家の増加などにより平成32年で約4,900人（構成比15.1%）と減少傾向が続くことが推計されます。

第2次産業就業者人口についても、平成32年には約7,600人（構成比23.4%）となり減少することが推計されます。

第3次産業就業者人口については、平成32年には約20,000人（構成比61.5%）となり、構成比は上昇するものの、人口減少にともない就業者数も減少するものと推計されます。

人口及び世帯の見通し

(単位：人、世帯：%)

区 分		平成 12 年 (実 績)	平成 17 年 (実 績)	平成 22 年 (実 績)	平成 27 年	平成 32 年
総 人 口		71,025	71,711	70,529	68,811	66,731
年 齢 別 人 口	年少人口	11,366	10,966	9,960	8,693	7,687
	0～14 歳	16.0	15.3	14.1	12.6	11.5
	生産年齢人口	45,762	45,382	43,189	40,669	38,486
	15～64 歳	64.4	63.3	61.2	59.1	57.7
老年人口	13,897	15,356	17,092	19,449	20,558	
65 歳以上	19.6	21.4	24.2	28.3	30.8	
就業人口		39,047	38,649	35,795	34,500	32,500
第 1 次産業		8,154	7,439	5,855	5,313	4,900
		20.9	19.2	16.4	15.4	15.1
第 2 次産業		9,681	8,719	7,517	8,107	7,600
		24.8	22.6	21.0	23.5	23.4
第 3 次産業		21,140	21,878	20,716	21,080	20,000
		54.1	56.6	57.9	61.1	61.5
世 帯 数		23,520	24,996	25,500	26,984	26,900
1 世帯当りの人員		3.0	2.9	2.8	2.6	2.5

注) 1. 平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年の実績は国勢調査によるものです。総人口と年齢別人口の合計、就業人口と各産業の合計が一致しないのは、未回答や分類不能なものがあるためです。

2. 平成 27 年、平成 32 年の総人口、年齢別人口、世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、「日本の世帯数の将来推計」によるものであり、就業人口は、平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年の増減を参考に推計したものです。

第4章 新「笛吹市」建設の基本方針

1 新「笛吹市」建設の基本理念と将来像

甲府盆地の中央部からやや東寄りの地域に位置する本地域は、縄文・弥生期の古代遺跡や古道、さらに由緒ある神社仏閣や石仏群、神楽等の無形文化財や行事、そして近代における芸術や文学に足跡を残す多くの文化人など、多様で豊かな特色ある文化資源を有する地域です。

一方、産業面では、「もも」や「ぶどう」、「かき」等の果樹やバラ、菊等の花卉及びほうれん草等の高冷地野菜等畑作を中心とする農業、石和・春日居地区を中心とする温泉観光、中央自動車道一宮御坂インターチェンジ周辺における工業立地、JR中央線石和温泉駅や春日居町駅を中心とした商業立地など、農、観、工、商が新市内各所にバランス良く配置されるとともに、特に温泉資源と果樹農業を活かした観光産業が地域の産業構造を特色付けています。また、南部を占める山間部は豊かな自然に恵まれた日本の原風景と形容すべき特有な空間を形成しています。

このような地域の現状を踏まえ、合併後における地域の進むべき基本的な方向を整理すると、以下のような3つの基本理念となります。

(1) 活力ある交流都市の創造

都市と農村、農業と観光、歴史と文化などの新市が持つ貴重な資源を効果的に組み合わせることにより、新市と関東圏や全国各地との交流を活発化させる、『活力ある交流都市の創造』を目指します。

そのためには、効率的で自立性の高い都市としていく必要があり、市域全体の計画的な土地利用や一体的な都市計画による基盤整備が重要となります。また、道路網の整備や交通・移動手段の充実及び交流施設の整備などにより、交流しやすい地域づくりを推進する必要があります。

これらの整備に加え、約1万人もの宿泊収容力を持つ石和・春日居の温泉郷、その周囲に広がる国内有数の果樹地帯や歴史文化ゾーンなどの地域資源を有効に活用し、多様な交流とにぎわいのある都市を創出していきます。温泉資源や文化環境を魅力要素として、関東圏を始めとする多くの人達が繰り返し訪れる「余暇活用日本一」の都市の実現を目指すとともに、全国有数の果樹生産を推進する地域住民の努力を積極的に支援し、「果樹生産日本一」の都市を実現し、この新「笛吹市」の持つ良さを内外に積極的にアピールすることが重要です。

これらの地域産業の効果的な組み合わせと、市民の活力が生み出す年間を通じた様々な魅力ある行事などを通じて、地域住民と来訪者とのにぎわいと躍動感あふれる交流を促すことにより、“活力ある交流都市の創造”へと結びつけていきます。

(2) 快適な生活都市の創造

合併後における道路や上・下水道、情報化時代に対応した基盤整備など市民の生活基盤の一層の充実と均衡を図ることによって、快適で利便性の高い暮らしづくりを実現します。また、安全でゆとりある暮らしと、やすらぎのある市民生活を実現するため、保健、医療、福祉の連携と機能分担により効果的な各種サービスの提供や災害に強い地域づくりにより『快適な生活都市の創造』を目指します。快適な生活都市の創造は、物的な生活基盤の充実とともに、市民生活を取り巻く精神面における豊かさや快適さの充実、そして良好な住環境の整備が不可欠です。そのためには、美しい山麓の緑、笛吹川や金川、そして芦川の豊かで潤いのある水環境を効果的に活用し、また、県内各地へ約1時間という立地条件を活かし、高質で魅力あふれる「自然環境日本一」といえる住環境の整備を進めます。

さらに、日常の生活環境の充実や子育て環境、医療・福祉環境の充実などを事業者やNPO、市民ボランティア等の相互の参加連携によって推進します。また、豊かな自然に恵まれたやすら

ぎのある環境を次世代へ残すため、クリーンエネルギーの活用や循環型社会の構築に向けた取り組みを行なうことにより、名実共に「生活環境日本一」の“快適生活都市の創造”を推進します。

(3) 個性輝く自立都市の創造

新「笛吹市」の都市づくりの方向となる「果樹生産日本一」、「余暇活動日本一」、「自然環境日本一」、「生活環境日本一」の都市を目指すことにより、バランスのとれた自立性の高い高機能都市が実現していくこととなります。

その実現のためには、相互扶助や自助努力をいとわない自立意識をもった市民の行動力が必要です。そして、市民ひとり一人が主体的にまちづくりに参加し、活力ある『個性輝く自立都市の創造』を目指します。

そのためには、生涯を通じて学び続ける積極性を持ち、市民ひとり一人が「個性輝く人材」になるべく努力するとともに、充実した学びの機会と学びの場を提供できる体制づくりが必要となってきます。一方、都市行政全般に関する高度かつ先駆的な行政システムを誘導する議会体制の充実、行政体制の効率化と財政基盤の強化、また、それらの行政事務を意欲的に推進する行政職員の一層の能力の向上も不可欠となります。

自立性の高い市民自治の都市としていくためには、高度な行政システムの構築と自立性の高い住民コミュニティの実現が、“個性輝く自立都市の創造”の重要な鍵となります。

以上のような3つの理念に沿い、都市づくりの方向が導き出されます。

- ◎ 豊かな地域資源と実り多い産業、人々の往来による
「にぎわい」のある都市づくり
- ◎ 自然環境と共生した、安心して健やかに暮らせる
「やすらぎ」のある都市づくり
- ◎ 個性輝く人々が育ち、個性光る地域経営をする
「きらめき」のある都市づくり

この3つの基本理念を踏まえ、すべての市民が豊かで、健やかに、生き生きと生活できる新「笛吹市」建設をめざし、新「笛吹市」の将来像として「躍動するふれあい文化都市」を掲げます。

“にぎわい・やすらぎ・きらめき”
「躍動するふれあい文化都市」

第5章 新「笛吹市」の施策

1 施策の体系

1) 活力ある交流都市の創造	
(1) 活力と交流の都市基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画的な土地利用・都市づくり ② 道路網の整備 ③ 交通環境の充実 ④ 市街地・集落環境の充実 ⑤ 自然環境の管理活用・景観形成 ⑥ 河川の整備
(2) 活力と交流の産業づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 農林業の振興 ② 商工業の振興 ③ 観光の振興 ④ 交流施設の充実 ⑤ 勤労者福祉・雇用促進
2) 快適な生活都市の創造	
(1) 快適な生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・住環境の整備 ② 生活の情報化 ③ 循環型社会づくり ④ 公園・憩いの場の整備
(2) 快適で安心な暮らしづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て環境の充実 ② 保健・医療の充実 ③ 介護保険の充実 ④ 各種福祉施策の充実 ⑤ 安心できる環境整備
3) 個性輝く自立都市の創造	
(1) 個性輝く自立した人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 義務教育の振興 ② 学園都市の推進 ③ 青少年活動の促進 ④ 生涯学習社会の振興 ⑤ スポーツの振興 ⑥ 歴史・文化財の保全 ⑦ 男女共同参画の推進 ⑧ 交流事業の推進
(2) 個性輝く自立した自治づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民参加型行政の推進 ② 行政機能・体制の強化 ③ 情報化の推進 ④ 広報・広聴の充実 ⑤ 健全な行財政運営の推進

2 施策の方向

1) 活力ある交流都市の創造

(1) 活力と交流の都市基盤づくり

① 【計画的な土地利用・都市づくり】

- 地域のゾーニングにより、開発する土地と保全する土地の明確化と調整を図るとともに、各種計画との整合性を図り長期的な展望に立った土地利用を目指します。
- 合併による広域的かつ一体的な都市づくりを推進するため、新「笛吹市」の将来像及び都市づくりの基本的な方針を示す都市計画マスタープランを策定します。
- 周辺市街地の無秩序な開発の拡大を防止し、自然環境と生活基盤の整備された市街地を創出するため、開発の適正誘導に努め、人と緑が共生する都市づくりを推進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 土地利用計画の策定・ 都市計画マスタープランの策定・ 農業振興地域整備計画の策定・ 森林整備計画の策定 | 等 |
|--|---|

② 【道路網の整備】

- 市民への行政サービスの向上と日常生活の利便性を高めるため、公共施設や市街地を円滑に結ぶ道路網を整備します。
- 新「笛吹市」と周辺自治体との連携の強化と、広域的な交通ネットワークの構築に向けて、国、県等の関係機関と連携を図り、周辺市町村との連絡道路の整備を推進します。
- 芦川村、富士河口湖町間のトンネル整備により、新たな地域間交流や観光ルートの開発、各種の産業振興などが期待されることから、若彦路の整備を促進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 広域幹線道路の整備推進・ 幹線道路の整備推進・ 生活道路の整備推進・ 橋梁の整備推進・ 交通バリアフリー事業の推進 | 等 |
|---|---|

③ 【交通環境の充実】

- 通勤・通学者の交通利便性の向上と幹線道路の渋滞を緩和するため、鉄道駅周辺に駐車場・駐輪場を整備し、パーク・アンド・レイルライドを推進します。
- 子供や高齢者などの移動に伴う利便性や安全性を高めるために、市内循環バスの運行や、新交通システムの導入などを視野に入れた中で、公共交通ネットワークの整備を推進します。
- リニア実験線の未着工区間の早期建設に向け、関係機関に強く働きかけていきます。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 駅前駐車場・駐輪場の整備推進・ 公共交通網の整備推進・ 山梨リニア実験線の建設促進 | 等 |
|---|---|

④ 【市街地・集落環境の充実】

- 石和温泉郷を中心とした活性化事業として、道路や公共交通機関などの利便性や安全性の向上、街並みや景観、温泉地環境等の快適性の向上を図ります。
- 春日居町駅周辺の整備については、計画的な土地利用などを促進するため、アクセス道路及び駅前広場の整備を推進します。
- 石和温泉駅並びに春日居町駅の駅舎については、誰もが使いやすい駅舎の整備を推進します。
- 県立博物館周辺には、教育センターなどの教育文化施設が立地していることから、新「笛吹市」の文化拠点地区として、将来的な総合整備の方向を踏まえ、周辺道路網の整備や環境整備を推進します。
- 農村集落地域の計画的な生活道路の整備とともに、周辺環境と調和した災害に強い河川や用水路を整備します。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 駅及び駅周辺整備事業の推進・ 新市拠点施設周辺整備事業の推進・ 農村集落地域環境整備事業の推進・ 市街地土地区画整理事業の推進 | 等 |
|--|---|

⑤ 【自然環境の管理活用・景観形成】

- 新「笛吹市」の山地部に広がる緑豊かな森林地帯、のどかで美しい集落地帯や、笛吹川、金川、芦川等の潤いあふれる優れた自然環境及び、果樹地帯が作り出す“桃源郷”の風景に代表される地域の特色ある自然環境について、都市部と有機的に結びついた保全・活用策を講じることにより、自然と共生する都市づくりを推進します。
また、市民生活が及ぼす大気、水質、土壌等における自然環境への影響にも配慮して、環境にやさしい、地球と共生する都市づくりを推進します。
- 山岳地帯に広がる森林は、林業の推進とともに自然生態系の保護や水源涵養などに大きな役割を担っていることから、森林環境の維持向上を目的とした管理体制の充実を図ります。また、森林の保健保養機能を活かし、森林レクリエーション施設の整備やグリーンツーリズムによる交流の活性化を推進します。
- 地域の財産である景観資源の消失を防ぎ、歴史と風土に育まれた「農村景観」「森林景観」「河川景観」「歴史景観」等の計画的な整備・保全を図るため、景観ガイドプランを策定します。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 景観ガイドプランの策定・ 森林環境保全活用事業の推進・ 景観形成事業の推進・ 都市・山間部連携の推進 | 等 |
|---|---|

⑥ 【河川の整備】

- 安心して生活できる環境づくりを目指し、国・県等の関係機関と連携を図り、災害に強い河川の整備を促進します。

《主な施策・事業》

・ 河川整備の促進

等

(2) 活力と交流の産業づくり

① 【農林業の振興】

- 新「笛吹市」は、果樹の主要産地であることから、優良農地を適正に保全しながら品質の向上や生産量の拡大を図ります。その上で、産地イメージと知名度の向上のための地域ブランド化を推進し、『日本一の果実郷』を国内外にアピールするイベントやキャンペーンなどを開催し、広報・宣伝活動に努めます。
- 農業については、高い栽培技術を活かした新たな特産品の開発によって市場評価の向上を図ります。また、環境に配慮した農業の展開とともに安全性や安心を求める消費者ニーズへの対応、直販や宅配制度など新たな流通経路の確保、積極的なPR活動の展開などによって、より一層の販路拡大を図ります。
- 果樹や花き、野菜等、地域の特色である農業の活性化と遊休農地の活用促進に資するため、地域一体となった農業振興の拠点として、研究や交流、人材の育成や情報の受発信などの機能を備えた農業活性化基幹施設の整備を推進します。
- 土地改良事業により生産性の高い農地の確保と、そのための畑地の区画整理など農業生産基盤整備を進め、農業振興に結びつけます。
また、農業・農村が持つ多面的機能が十分発揮されるよう農村の生活環境を総合的に整備し、農業地域の振興を図ります。
- 農業後継者及び新規就農者の支援対策の充実・強化を図り、農業の健全な発展と活性化を推進し、果樹生産日本一の都市を目指します。
- 森林空間が有する公益的機能の保全を図るとともに、既存レクリエーション施設との連携を図りながら、森林浴などの保健保養機能を高めるための施設整備を推進します。

《主な施策・事業》

・ 農業基盤整備の推進
・ 農村生活環境基盤整備の推進
・ 遊休農地利用促進事業の推進
・ 農業活性化基幹施設整備の推進
・ 日本一の果実郷の広報・宣伝活動の推進
・ 農業振興支援対策の充実・強化
・ 森林環境保全整備事業の推進

等

② 【商工業の振興】

- 工業団地を整備し、地域の実情に適合した優良企業の誘致を促進します。
- 新「笛吹市」の土地利用計画により、インターチェンジやアクセス道路などを活かした工業の適正な配置を誘導します。また、当該地域に適した新規産業や優良企業の立地促進に積極的に取り組みます。

- 新「笛吹市」の顔となる商店街を目指した整備推進に努め、長期的な展望に立った商店の育成と市民ニーズに合った商業集積地の形成を図ります。
- 各種産業が連携した特産品研究グループの育成とともに、地域ブランドの確立を目指し各種物産展などへの参加・PRに努めます。

《主な施策・事業》

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規産業及び優良企業の誘致と育成 ・ 商店街の整備促進 ・ 特産品の開発 ・ 中小企業の支援 	等
---	---

③ 【観光の振興】

- 消費者ニーズの把握や地域の観光資源の状況、他地域の観光への取り組みを調査・研究し、より親しまれる観光地としての計画的な整備方針や取り組み方向を検討し、観光計画（観光ビジョン）を策定します。
- 従来イベントを活かし、春の花、夏の花火、秋の果実、冬の温泉といった、新市の四季の魅力が味わえ、訪れた人と市民がふれあう各種イベント「フォーシーズン・フェスティバル」を、年間を通じて統一的、継続的に開催します。
 - ◎ 春は、花香る桃源郷
 - ◎ 夏は、川面に映える華麗な花火
 - ◎ 秋は、実り豊かな収穫と彩り豊かな紅葉
 - ◎ 冬は、豊かな自然に囲まれた湯煙立つ温泉旅情
- 温泉観光と果樹観光等の有機的な連携と、地域が誇る多様な歴史・文化資源を活かした観光ルートのネットワーク化を図り、並行して統一サインや情報提供体制の整備、誘客のためのマーケティング活動の推進などにより、一体的な観光レクリエーションの充実・強化を図ります。
- 宿泊滞在による交流拠点となる石和温泉郷と春日居温泉郷との連携を強化し、道路や公共交通機関などの利便性や安全性の向上、街並みや景観、温泉地環境の快適性の向上を図り、心地よく落ち着いた「家」空間としての魅力へと結びつけます。

さらに、市域全体の「庭」、「ふるさと原風景」空間を活用して、個人客や団体客それぞれに対応した散策コースや周遊見学・体験コースなど心躍る市内滞留環境を整備し、市域全体の活性化へと結びつけます。
- 観光スポットや農産物などのイベント広場として、多くの人を訪れることができる桃を中心としたテーマパーク的な施設の整備を推進します。桃の花見会場や物産PRなど、新市の特性を前面に掲げ、桃の主要生産地域としてのブランド名の向上を図ります。
- 幹線道路沿いに、農産物の直売所など、地域資源と民間のノウハウを活用したミニグリーンパークの整備促進を図ります。
- 銚子塚古墳に代表される「ふるさと公園」や地域に多数存在する史跡などを観光施設として活用できるように整備を進め、広域交流ゾーンとしての形成を図ります。
- 藤壘の滝、坊ヶ峯等の自然環境を活用しつつ、俳句などの文芸活動をテーマとした施設整備による「複合型文化交流公園事業」を推進します。

- すずらん群生地やハイキングコース等、美しい自然の周辺整備促進を図ります。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光ビジョンの策定 ・ 「フォーシーズン・フェスティバル」の開催 ・ 観光ルートのネットワーク化の推進 ・ 温泉・果樹・景観・文化資源の連携による観光の推進 ・ ピーチパークの整備推進 ・ 公園等の既存施設の整備推進 ・ 観光スポット施設の整備推進 ・ ミニグリーンパークの整備促進 | 等 |
|--|---|

④ 【交流施設の充実】

- 先進的な農業を学ぶ若者や外国研修生などのための宿泊研修施設の整備を推進し、都市住民のグリーンツーリズムやワーキングホリデーなどにも活用することにより、地域農業のイメージアップと農業の活性化、遊休農地の活用促進を図り、観光農業の振興に結びつけます。
- 国内外に向けて新市の魅力を売り込み、多様な交流や宿泊需要の創出による観光産業の振興を図るため、国際的な会議や展示会を開催できるコンベンションセンターの誘致を検討します。
- スポーツや水遊びなど、身近な憩いの場となっている森林公園「金川の森」周辺を、芸術・文化に接する場としても親しまれるように一体的な整備を促進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光産業交流施設の誘致検討 ・ 農業宿泊研修施設の整備促進 ・ 森林公園「金川の森」周辺の整備促進 | 等 |
|---|---|

⑤ 【勤労者福祉・雇用促進】

- 勤労者が労働意欲を維持・向上でき、良好な就業環境を確保できるよう、関係機関及び関係団体との連携を強化し、雇用条件の改善・促進に努めます。
- 温泉、果樹といった地域の豊富な資源を活用し、新しい雇用の場の創造について検討を進めます。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者福祉向上の支援 ・ 雇用安定化対策の推進 | 等 |
|--|---|

2) 快適な生活都市の創造

(1) 快適な生活環境づくり

① 【住宅・住環境の整備】

- 上水道は、新「笛吹市」における水の安定供給や多目的利用ができるように水源を確保し、効率的な施設整備に努めるとともに水道施設の管理体制を強化します。また、水源地上流部

の市町村と連携し、水源の涵養と水質の保全を図ります。

- 下水道は、土地利用の誘導と合わせて効率的な整備を推進するとともに、市街地や集落の立地条件に適した下水処理体制を整備します。
- 高齢者や障害を持つ人も暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した公営住宅の計画的な整備に努めます。
- 騒音、振動、悪臭等の環境保全対策を強化し、快適な生活環境の維持・向上を図ります。
- 快適な生活環境確保のため、河川清掃や沿道の美化活動、花いっぱい運動の推進など、市民と行政が一体となった取り組みを推進します。
- し尿処理については、現行の体制を考慮する中で一体的な処理が出来るよう施設整備を推進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 上水道等の整備推進・ 下水道等の整備推進・ 公営住宅の計画的な整備・ し尿処理施設の整備推進・ 公害対策事業の推進・ 環境美化及び緑化活動推進事業等の充実 | 等 |
|--|---|

② 【生活の情報化】

- 市内全域の情報通信基盤を早期に整備するため、いちのみやふれあいテレビ（CATV施設）などの既存施設を活用するとともに、将来的なデジタル放送に対応した光ファイバーケーブルなどの施設整備を推進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 情報通信基盤の整備・ 生活に密着した情報の提供 | 等 |
|--|---|

③ 【循環型社会づくり】

- ごみ処理の広域化の方向を踏まえながら、一般ごみ処理施設やリサイクル施設などの整備を推進します。
また、ごみの減量化や再利用、再資源化等を推進する循環型社会を構築するため、市民や小中学生に対する啓発事業や環境教育を推進します。
- 既存エネルギーの利用による環境負荷を軽減するため、太陽光や風力、水力などの自然エネルギーや、ごみ処理施設の熱を利用するリサイクル型エネルギーなどのクリーンエネルギーの活用を推進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物処理施設等の整備推進・ ごみの減量化・再資源化の推進・ クリーンエネルギー活用の推進・ 環境基本計画の策定 | 等 |
|---|---|

④ 【公園・憩いの場の整備】

- 地域の人々が気軽に訪れ、身近で利用しやすく、防犯設計に配慮した街区公園（ポケットパーク）の整備を図ります。
- 河川を利用した、水と緑豊かな水辺公園や親水護岸、ビオトープなどの整備による水辺空間の創出に努めます。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ ポケットパークの整備推進・ 河川公園の整備推進・ 公園及び周辺の整備推進 | 等 |
|--|---|

(2) 快適で安心な暮らしづくり

① 【子育て環境の充実】

- 子育て支援へのニーズに対応するため、保育所及び児童館の充実により、保育体制の強化を図ります。
- 母子保健事業中での仲間づくりの支援や自主的な育児グループの活動支援とともに、育児中の親同士や子育て経験者などが交流できる機会を充実させ、安心して子育てできる環境づくりを推進します。
- 仕事と子育ての両立を支援するための体制を整備するとともに、関係法制度の広報啓発、情報提供等を推進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 保育所及び児童館の整備推進・ 保育事業の充実・ 子育て支援ネットワークの充実・ 子育て相談体制の充実・ ファミリー・サポート・センターの設置推進・ 地域子育て支援センターの設置推進 | 等 |
|---|---|

② 【保健・医療の充実】

- 民間などとの連携を視野に入れた保健、福祉、医療の総合的サービスを提供できる地域医療の連携体制や施設などの充実を図ります。
- 高齢者の社会参加拡大と介護保険負担の軽減を図るため、健康維持に向けた予防医療体制の充実努めます。また、高齢者の経験や知識を活かすため、生涯学習事業や地域づくり事業への積極的な参加や貢献を促進します。
- 母子保健事業の充実とともに、各種健康診査の普及・啓発、生活習慣病などの予防事業の充実及び地域ぐるみの子育て支援ネットワークの強化充実に努めます。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 保健・福祉・医療ネットワークの推進・ 地域医療体制や施設の充実・ 予防医療体制の充実・ 介護予防事業の充実・ 母子保健事業の充実・ 健康づくり事業の充実・ 各種検診等予防事業の充実 | 等 |
|--|---|

③ 【介護保険の充実】

- 新「笛吹市」の介護保険事業計画に基づき、事業の健全で円滑な運営に努めます。
また、エリア内の居宅介護支援事業者やサービス事業者の連携を強化し、介護サービスの向上と平準化を図ります。
- 既存の介護・福祉施設の整備と効率的なネットワーク化を推進するとともに、高齢化社会に対応した施設の整備を推進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 介護保険事業計画・老人保健福祉計画の策定・ 介護保険事業の充実・ 介護支援体制のネットワーク化の推進・ 介護福祉施設の整備推進 | 等 |
|--|---|

④ 【各種福祉施策の充実】

- 地域福祉計画に基づき、地域の実情や住民のニーズに対応した福祉施策を推進します。
また、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアネットワークの拡充を図ります。
- 児童福祉については、延長保育などの充実を図るとともに、乳幼児医療費の助成や学童保育の充実を努め、少子化の進展に配慮した子育てしやすい環境づくりを整えます。
- 高齢者福祉については、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康で自立した生活を確保するため、介護予防や生活支援サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加と交流の推進を図ります。
- 障害者福祉については、障害者の社会参加の促進や生きがい対策の充実が図られるよう、各種支援制度の充実を図ります。
- 支援を必要とする母子・父子などのひとり親家庭の生活安定と自立を図るため、医療費助成制度などによる支援や、相談体制の充実を努めます。

《主な施策・事業》

- ・ 地域福祉計画の策定
- ・ 福祉事務所の設置
- ・ 学童保育の充実
- ・ 児童福祉及び母子・父子福祉の充実
- ・ 次世代育成支援対策進推法に基づく行動計画の策定
- ・ 介護予防・生活支援サービスの充実
- ・ 高齢者の就業促進
- ・ 地域包括支援センターの充実
- ・ 世代間交流事業の推進
- ・ 高齢者スポーツ大会の開催
- ・ 障害者福祉計画の策定
- ・ 高齢者及び障害者の社会参加・生きがい対策の促進
- ・ ボランティア活動の支援
- ・ 社協活動の支援
- ・ 福祉施設の整備改善

等

⑤ 【安心できる環境整備】

- 地域ネットワークによる自主防犯体制の充実とともに、防犯灯や街路灯の増設に努めます。また、交通安全設備の整備とともに、交通安全思想の普及・啓発を推進します。
- 新「笛吹市」における防災、応急救助、災害復旧等に関し、業務の円滑な遂行を図るために、防災無線の一元化を図ります。
- 新市防災計画の策定により、災害の未然防止と災害時の緊急対応の体制整備に努めます。
- 消防団については、一体性確立の観点から統合するとともに、団員の資質向上、消防装備の充実などに努めます。
- 郷土の保全や災害の未然防止を図るため、治山や砂防、河川、水路改修等を促進し、安全な環境づくりに努めます。

《主な施策・事業》

- ・ 防災計画の策定
- ・ 地域防犯体制の充実
- ・ 交通安全設備の整備推進
- ・ 防災無線の整備推進
- ・ 消防施設・装備の充実
- ・ 治山・治水事業の促進

等

3) 個性輝く自立都市の創造

(1) 個性輝く自立した人づくり

① 【義務教育の振興】

- 新「笛吹市」の未来を担う子供たちが、良好な教育環境により創造性や多様性を育み、学力をはじめ様々な能力を身に付けられるよう、義務教育環境の充実を図ります。
- 子供たちに自然体験活動の場や自ら学ぶ機会を提供するため、都市部と山間部の地域間や、世代間交流及び、地域行事などへの積極的な参加を促進し、地域と学校が一体となった教育

環境の整備に努めます。

- 地域の特性、児童・生徒数の動向を踏まえ、適正な学区のあり方を検討します。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 教育環境の充実・ 教育施設の充実・ 地域と学校が連携した教育環境の整備推進 | 等 |
|---|---|

② 【学園都市の推進】

- 高等学校教育充実のための支援や大学・専門学校等の誘致を検討するなど、特色のある学園都市化に積極的に努めます。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 高等学校教育充実の支援・ 大学・専門学校等誘致の検討 | 等 |
|---|---|

③ 【青少年活動の促進】

- 少子化が進む中、将来を担う青少年の健全育成を図るための拠点となる施設の整備を推進します。
- ジュニアリーダースクラブやスポーツ少年団などの活動をより活発化させ、社会教育活動や地域の文化活動への参加を促進することで、地域が一体となり青少年の育成体制の充実を図ります。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 青少年健全育成体制の充実・ 青少年健全育成施設の整備推進 | 等 |
|---|---|

④ 【生涯学習社会の振興】

- 市民に質の高い芸術・文化に触れる機会を提供していくとともに、地域固有の芸術や文化の創造に向けた事業展開や人材の誘致・育成を進めます。また、イベントを開催するなどのPR活動により外部に向けた情報発信や交流活動を活発化させます。
- 既存の郷土資料館の連携をはじめとする歴史・文化財のネットワーク化と、歴史・文化資源の展示学習機能の充実を図り、地域固有の文化の創造を促進します。
- 生涯学習の拠点施設を整備し、生涯学習活動や文化活動をより一層推進します。また、この拠点施設と連携して、地域独自の生涯学習の推進を図るため、地域生涯学習施設の整備に努めます。
- 生涯学習活動の指導者やグループリーダーを育成する環境づくりに努めるとともに、地域、学校、学習グループなどの連携強化と学習内容の充実を図ります。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 生涯学習活動の推進・ 生涯学習施設の整備推進・ 芸術文化活動の振興・ 指導者等人材の育成 | 等 |
|---|---|

⑤ 【スポーツの振興】

- 市民が身近でスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めるため、総合型地域スポーツクラブの設置と総合運動公園などの整備を推進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ スポーツ施設の整備推進・ 総合型地域スポーツクラブの設置推進・ スポーツ指導員の養成確保 | 等 |
|--|---|

⑥ 【歴史・文化財の保全】

- 文化財保存計画を策定し、国分寺跡などの史跡や各地区の古代遺跡・社寺などの文化財全般の保存と効果的な活用を推進します。

《主な施策・事業》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 文化財保存計画の策定・ 歴史文化財の保存と有効活用 | 等 |
|--|---|

⑦ 【男女共同参画の推進】

- 男女共同参画社会の実現に向けて、個人がその個性と能力を様々な分野に発揮できるよう啓発活動を推進し、就業、育児、介護等の環境整備を進めます。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 男女共同参画プランの策定と推進 | 等 |
|---|---|

⑧ 【交流事業の推進】

- 旧町村において締結された姉妹都市・友好都市などを新「笛吹市」において継承するとともに、外国を含めた地域外の人々との交流を活発にするための学習活動を展開し、交流機会の充実や交流活動の推進を図ります。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 姉妹都市・友好都市交流事業の推進・ 国際交流及び地域間交流の充実 | 等 |
|---|---|

(2) 個性輝く自立した自治づくり

① 【住民参加型行政の推進】

- 暮らしに密着したまちづくりを推進するため、自治会組織の充実を図るとともに、住民参加型の行政システムを構築し、その推進や積極的なNPOの活用を促進します。
- 行政資料を整理し個人情報の保護に留意しながら、住民が必要とする行政情報を入手しやすいよう環境整備を行い、行政情報の公開を推進します。
- 旧町村ごとに地域審議会を設けることにより、合併後の地域バランスに配慮した行政執行を図ります。

《主な施策・事業》

- ・ 自治会組織の充実
 - ・ 住民参加型行政システムの構築
 - ・ 情報公開の推進
 - ・ 個人情報保護の徹底
 - ・ 地域審議会の設置
- 等

② 【行政機能・体制の強化】

- 新「笛吹市」において、地方分権に対応した行政運営を高度かつ効率的に実施していくため、職員研修体制を充実させ専門的能力を持つ職員の養成を図ります。
- 合併による行政界の変更により、国や県の出先機関など、管轄区域の見直しについて要請し、より効率的な広域行政の展開へと結びつけます。
- 多様な行政課題に対応し、行政サービスの向上を図るため、新庁舎の整備を推進します。また、支所機能を充実させ、地域住民の生活の利便性に配慮した対応を行います。

《主な施策・事業》

- ・ 職員研修体制の充実
 - ・ 広域行政の見直し
 - ・ 分庁舎及び支所の施設整備並びに機能の充実
 - ・ 新庁舎の整備
- 等

③ 【情報化の推進】

- 行政サービスの向上と効率化を図るため、情報ネットワークを最大限に利用した電子自治体の実現を目指します。高度情報化社会において、市民がITの利便性を享受し快適な生活が営めるように、地域情報基盤の整備を推進します。

《主な施策・事業》

- ・ IT都市構想の推進
 - ・ 行政情報ネットワークシステムの構築
- 等

④ 【広報・広聴の充実】

- 広報紙やインターネットなどによる広報活動を推進するとともに、アンケートやモニター制度などの広聴、各種審議会や懇話会の開催などの充実に努めます。

《主な施策・事業》

- ・ 広報紙の充実及びIT活用による広報活動の推進
 - ・ 広聴制度の充実
 - ・ サイン計画の策定及び公共サインの設置
- 等

⑤ 【健全な行財政運営の推進】

- 新「笛吹市」が目指す将来像を実現するため、新市総合計画を策定することにより、計画的に事業を実施し、行財政運営の健全化に努めます。
- 事業の費用対効果分析などによる総合的な行政評価制度を導入し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドにより、一層の行財政改革を推進します。
- 市民に、より有益な公共サービスを提供するため、公共施設の適正配置や既存施設の有効利用などの推進を図ります。また、事業コストの削減と質の高いサービスの提供を目指し、

公共事業を民間資本に委ねる P F I の活用を検討します。

《主な施策・事業》

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 総合計画の策定・ 行政評価制度の導入検討・ 公共施設の適正配置・ 民間活力の導入 | 等 |
|---|---|

第6章 新「笛吹市」における県事業の推進

1 山梨県の役割

新「笛吹市」においては、道路整備などの都市基盤整備の充実を図るとともに、恵まれた地域資源、自然環境を生かしたまちづくりを計画的に推進することが重要となります。

山梨県は、新市と連携を図りながら、今後の事業推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

2 新「笛吹市」における山梨県事業

道路網の整備

新「笛吹市」の交通基盤としては、新山梨環状道路（東側区間）の地域高規格道路や国道20号、137号、140号等の広域幹線道路、若彦路（主要地方道笛吹芦川市川三郷線等）などの幹線道路網の整備を推進します。

このため、山梨県においては、今後も新市の基盤整備事業と連携を取りながら、道路網の計画的な整備を行うとともに、歩道の整備や沿道の緑化など、安全性や快適性にも配慮した整備を進めます。

河川の整備

主要な河川において、河川改修の整備を促進し、安心して生活できる環境づくりを目指し、水害から郷土を守るため治水機能を強化するとともに、うるおいある河川空間の整備を進めます。

公園の整備

新「笛吹市」との連携のなかで、住民が交流できる身近な憩いの場として、また、芸術・文化に接する場としても親しめるよう公園の整備充実を進めます。

下水道等の整備

清潔で快適な生活環境の確立を目指すとともに、公衆衛生の向上を図り、河川などの公共用水域の水質を保全するため、峡東流域下水道事業や地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備を推進します。

農林業の振興

新「笛吹市」の農業は、“果樹王国”山梨を代表するものであり、この肥沃で魅力溢れる地域が一層発展するよう、畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業等により果樹園などの再編整備を中心とした生産基盤の整備と農村の生活環境の整備を進めるとともに、後継者育成や新規就農者の支援対策の充実・強化を図り、農業の健全な発展と活性化を進めます。

観光の振興

新「笛吹市」の特色ある観光資源として、緑豊かな自然はもとより石和温泉、春日居温泉等の温泉資源やバラエティ豊かな果樹園などがありますが、この観光資源や施設の相互の連携を深め、地域全体で来訪者を受入れるための一体的な取り組みを進めることによって、広域的な地域振興を図ります。

公共施設の整備

新「笛吹市」のまちづくりにおいては、地域の一体性の確立や恵まれた地域資源の保全に努めるとともに、地域振興に係る諸要望も尊重する中で、県東部の中心地としての公共施設の整備について、新市と協調しながら整備を進めます。

第7章 公共施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう地域の実情などを十分配慮して逐次検討を行っていきます。

その際、地域の特殊性を考慮するとともに、財政状況を踏まえる中で事業の効果や効率性を十分検討し、既存の公共施設を可能な限り活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新「笛吹市」の本庁舎については、既存施設の有効利用の観点から、当分の間、現在の笛吹市役所暫定本庁舎に置き、旧6町村の庁舎についても必要に応じ分庁方式として活用し、新たな庁舎建設については、交通事情や市民の利便性などを考慮する中で検討します。

また、芦川村の役場庁舎については、住民生活に密着した行政サービスを提供するため、支所機能を有する施設として存続させ、必要に応じ組織機構の改革や施設の改修を行いながら行政ネットワークの強化などを図っていくとともに、他の公共的施設との複合的な利用を図っていくものとします。

第8章 財政計画

新市の財政計画は、健全で計画的な行財政運営を行うことを基本とし、平成17年度から平成32年度までの各年度について、新市の一般会計の歳入と歳出の項目ごとに作成しています。

なお、平成24年度までは実績値となっています。平成25年度については6月補正予算現計とし、平成26年度以降は過去の実績と平成25年度当初予算額を基本に推計しております。

1 歳入

歳入については、景気の動向や制度改正などにより変動する可能性もあることから、現状を踏まえたうえで、過大な見込とならないよう配慮して作成しています。

(1) 地方税

現行の税制度を基本とし、過去の実績等により平成25年度当初予算額を基本に算定しています。平成27年度より都市計画区域内への都市計画税徴収を予定しております。

(2) 地方譲与税・各種交付金

現行の制度を基本とし、過去の実績等により平成25年度当初予算額を基本に算定しています。

(3) 地方交付税

現行の制度を基本とし、合併算定替方式で算定しています。また、平成27年度以降は一本算定化により段階的に減少を見込んでいます。

市債の元利償還金に対する普通交付税算入加算を見込んでいます。

臨時財政対策債については、普通交付税の振替措置であるため、地方交付税として算定しました。

(4) 分担金及び負担金・使用料及び手数料

過去の実績等により平成25年度当初予算額を基本に算定しています。

(5) 国庫支出金・県支出金

現行の制度を基本とし、扶助費並びに普通建設事業の事業費の積み上げにより算定しています。

(6) 繰入金

年度間の収支不均衡を調整するため、財政調整基金をはじめとする各種基金の活用を見込み算定しています。

(7) 繰越金

前年度の歳入と歳出の差引額を計上しています。

(8) 地方債

現行の制度を基本とし、過去の実績等により算定しています。また、新「笛吹市」基本計画の事業実施に伴う事業債等の活用を見込んでいます。

(9) その他

財産収入、寄附金、諸収入については、過去の実績等により平成25年度当初予算額に基づき算定しています。

2 歳出

歳出については、合併の効果による人件費と物件費の削減、少子高齢化の進行に伴う福祉関係経費

の増額、基本計画に掲げる事業を計画的に実施するための経費等に留意して作成しています。

(1) 人件費

現行の給与支給水準に基づき算定しています。一般職の給与費については、職員数適正化計画により減少を見込んで算定しています。

(2) 物件費

過去の実績等を基本とし、合併による事務経費等の削減効果を見込んで算定しています。また、平成 26 年度以降は消費税率の引き上げを勘案して推計しています。

(3) 扶助費

過去の実績等により算定しています。また、高齢者人口の増加等による影響を反映させています。

(4) 補助費等

過去の実績等により算定しています。また、合併協議の調整内容による影響を反映させています。平成 26 年度以降において、ごみ処理施設建設に係る費用を負担金として見込んでいます。

(5) 普通建設事業費

基本計画に掲げる事業について、事業費の総額と財源の確保（特に合併推進債の充当と一般財源の確保）に重点をおき、各年度の事業費を算定しています。

(6) 公債費

合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、基本計画に掲げる事業等による新たな地方債に係る償還見込額を合算して算出しています。

(7) 積立金

各年度の収支を調整するための財政調整基金、及び各種特定目的基金について算定しています。

(8) 繰出金

特別会計（国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道会計等）への繰出金について、過去の実績等により算定しています。また、高齢者人口の増加及び事業債元利償還金の増減等による影響を反映させています。

(9) その他

維持補修費、投資及び出資金については、過去の実績等により平成 25 年度当初予算額に基づき算定しています。

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
地方税	8,210	9,319	9,426	8,958	9,047
地方譲与税	868	339	327	310	301
利子割交付金	28	37	38	30	27
配当割交付金	23	23	11	10	14
株式譲渡所得割交付金	21	21	5	5	4
地方消費税交付金	694	684	627	645	644
ゴルフ場利用税交付金	60	64	61	64	51
自動車取得税交付金	190	181	162	92	93
地方特例交付金	180	53	107	110	126
地方交付税	8,409	8,507	8,964	9,794	11,657
交通安全対策特別交付金	13	13	11	12	11
分担金及び負担金	550	548	542	541	528
使用料及び手数料	143	142	140	131	138
国庫支出金	1,916	2,016	3,048	3,701	4,138
県支出金	1,438	1,641	2,082	1,735	2,096
財産収入	50	87	83	82	101
寄附金	53	88	36	35	37
繰入金	438	455	183	478	101
繰越金	1,352	1,105	1,001	950	1,567
諸収入	536	346	392	316	366
地方債	2,709	3,054	2,663	2,393	2,469
歳入合計	27,881	28,723	29,909	30,392	33,516

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人件費	5,024	5,151	4,872	4,738	4,502
物件費	4,443	4,325	4,208	4,288	4,521
維持補修費	65	114	90	147	108
扶助費	3,237	3,486	3,673	3,956	4,980
補助費等	2,108	2,154	3,014	2,253	2,082
普通建設事業費	3,550	4,107	3,281	4,570	4,795
災害復旧費					
公債費	2,922	3,187	4,194	3,402	3,650
積立金	1,642	1,362	1,540	1,062	2,074
投資及び出資金、貸付金	396	113	75	37	593
繰出金	3,389	3,723	4,013	4,372	4,166
予備費					
歳出合計	26,776	27,722	28,960	28,825	31,471

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地方税	8,767	8,556	8,480	8,478	9,015
地方譲与税	273	258	291	291	291
利子割交付金	20	15	5	5	5
配当割交付金	13	14	14	14	14
株式譲渡所得割交付金	3	3	4	4	4
地方消費税交付金	653	657	673	1,144	1,312
ゴルフ場利用税交付金	46	46	47	47	47
自動車取得税交付金	67	86	105	105	105
地方特例交付金	115	39	37	37	37
地方交付税	11,375	11,367	10,810	11,704	11,562
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11
分担金及び負担金	560	725	1,022	549	549
使用料及び手数料	149	151	141	141	141
国庫支出金	3,843	3,720	5,178	3,863	3,064
県支出金	2,075	1,932	2,514	1,643	1,657
財産収入	85	114	71	70	70
寄附金	38	29	27	26	26
繰入金	643	14	1,070	200	
繰越金	2,045	1,843	1,403		
諸収入	380	376	245	229	229
地方債	2,821	3,248	7,724	5,596	3,136
歳入合計	33,982	33,204	39,872	34,157	31,275

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	4,631	4,547	4,469	4,477	4,429
物件費	4,132	4,385	4,644	4,883	4,897
維持補修費	114	114	154	154	154
扶助費	5,219	5,315	5,469	5,578	5,661
補助費等	2,712	3,029	2,843	2,630	3,877
普通建設事業費	5,944	5,687	10,841	6,984	2,606
災害復旧費	16	9			
公債費	3,744	3,929	4,290	4,944	4,771
積立金	1,450	356	1,176	38	428
投資及び出資金、貸付金	220	239	1,777	224	190
繰出金	3,956	4,191	4,179	4,215	4,232
予備費			30	30	30
歳出合計	32,138	31,801	39,872	34,157	31,275

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地方税	9,015	9,015	9,015	9,015	9,015
地方譲与税	291	291	291	291	291
利子割交付金	5	5	5	5	5
配当割交付金	14	14	14	14	14
株式譲渡所得割交付金	4	4	4	4	4
地方消費税交付金	1,481	1,481	1,481	1,481	1,481
ゴルフ場利用税交付金	47	47	47	47	47
自動車取得税交付金	105	105	105	105	105
地方特例交付金	37	37	37	37	37
地方交付税	10,960	10,234	9,441	8,550	8,085
交通安全対策特別交付金	11	11	11	11	11
分担金及び負担金	549	549	549	549	549
使用料及び手数料	141	141	141	141	141
国庫支出金	3,005	3,060	3,056	3,023	3,060
県支出金	1,641	1,650	1,690	1,702	1,687
財産収入	70	70	70	70	70
寄附金	26	26	26	26	26
繰入金	179	696	1,265	1,766	1,848
繰越金					
諸収入	229	229	229	229	229
地方債	2,767	1,309	946	1,280	1,075
歳入合計	30,577	28,974	28,423	28,346	27,780

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人件費	4,401	4,338	4,280	4,208	4,168
物件費	4,910	4,855	4,889	4,886	4,931
維持補修費	154	154	154	154	154
扶助費	5,733	5,797	5,867	5,943	6,014
補助費等	3,382	2,414	2,414	2,414	2,414
普通建設事業費	2,646	2,103	1,683	1,490	1,000
災害復旧費					
公債費	4,913	4,901	4,779	4,996	4,932
積立金	20	20	20	20	20
投資及び出資金、貸付金	115	108	111	108	107
繰出金	4,273	4,254	4,196	4,097	4,010
予備費	30	30	30	30	30
歳出合計	30,577	28,974	28,423	28,346	27,780